

## その他

\*\*\*\*\*

提案・意見

議会基本条例案の疑問

現在、伊勢市議会で審議されている議会基本条例案について、疑問があるので質問します。

資料「伊勢市議会基本条例逐条解説（案）」を拝見して、この条例案は、議会や議員の活動原則を定めるものであることは理解します。

・活動を行った場合は、その活動について記録が必要だと思うのですが、活動の記録について規定がないのはどうしてですか？

つまり、議事録や会議録について、作成や保管の規定が記されていない理由を教えてください。

記録物がないと、どのように活動を行なっているのか、市民は知ることができません。

・活動を行った際には、報告が必要だと思いますが、報告についての規定が記されていない理由を教えてください。

活動をしたのなら、それを報告しないと活動したのか不明です。

具体的には、議会の活動に対し議会報告会という明記はありますが、議会の下で行われる議員の視察などの政務活動及び、議員の研修について、議会に対して報告を明記していない理由を教えてください。

・議長の任期を、定めていない理由を教えてください。

・委員会の責任者について、規定していない理由を教えてください。

・第8条にて、「議会の会議は、原則として公開とする。」となっていますが、では、例外的に非公開とする会議とはどのようなものがあるのか、教えてください。

以上、ご回答のほど、よろしく申し上げます。

## 回答

議会基本条例（案）及び逐条解説（案）につきましては、現在、議会のあり方調査特別委員会において協議中であり、特別委員会において合意形成された後にパブリックコメントを実施する予定でございます。

議会基本条例（案）及び逐条解説（案）に対する意見につきましては、このパブリックコメントの際にいただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

担当課

議会事務局（2017年6月回答）〔6/10～6/16〕